

# 使用済み産業用蓄電池の適正な処理について

使用済み蓄電池は、廃棄物として法の規定に則した適正な処理が必要です。一方使用済み蓄電池は貴重な資源を含んでいるため、適正に処理することで新たな蓄電池生産の原料としてリサイクルしている永い歴史があります。

## 「廃棄物」の定義

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいいます。

鉛蓄電池の電解液（水素イオン濃度指数\*1：約1.0）、及びアルカリ蓄電池の電解液（水素イオン濃度指数：約14.0）は、特別管理産業廃棄物に該当します。

\*1 水素イオン濃度指数：pH

大分類	小分類
<b>「一般廃棄物」</b> ・産業廃棄物以外の廃棄物をいう。	<b>「特別管理一般廃棄物」</b> ・一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
<b>「産業廃棄物」</b> ・事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物	<b>「特別管理産業廃棄物」</b> ・産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。 ・水素イオン濃度指数が2.0以下であるか、12.5以上である廃液。 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則）

## 使用済み産業用蓄電池の処理方法

### 1. お客様が廃棄物処理業者へ直接委託する場合

「廃棄物処理法」では排出事業者（お客様）は自らの事業に伴って生じた廃棄物について処理責任があると明記されています。お客様が直接廃棄物処理業者と委託契約を行い処理することが出来ます。処理するにあたっては、処理費用が発生し、お客様の負担になります。



